

社会保険法判例

渡 邊 絹 子

併給調整されるべき障害福祉年金（後に障害基礎年金に裁定替え）と通算老齢年金との双方を約4年間にわたって受給していた原告に対し、社会保険庁長官が支給停止処分を行ったことは適法であるが、過払分の返還を求めることは許されないとされた事例（宮岸年金訴訟第1審判決）

東京地方裁判所民事第二部平成9年2月27日判決（平成6年（行ウ）第111・112号国民年金障害基礎年金支給停止処分取消各請求事件）
『判例時報』1607号30頁、『賃金と社会保障』1199号46頁

I 事実の概要

本件は、事実の内容が昭和60年の公的年金各法の改正前後にわたるため、法令の適用が込み入っている。叙述の簡略化を図るため、以下、本稿では、昭和60年改正後の国民年金法を「法」とし、同法昭和60年改正附則を「改正附則」、改正前の同法を「旧法」という。同様に昭和60年改正後の厚生年金保険法を「厚年法」、改正前の同法を「旧厚年法」という。

（1）原告Xは、昭和31年の交通事故による障害を理由として、昭和49年に旧法に基づく障害福祉年金の受給権を取得した。その後昭和61年に、右障害福祉年金は、改正附則25条1項によって本件障害基礎年金に裁定替えになった。

（2）Xは障害福祉年金を受給しながら、その一方で国民年金に加入し保険料を納付していた。また、厚生年金保険の適用事業所に使用されていた期間には、事業主から保険料が納付されている。

これらの保険料納付によってXは、昭和60年の被告Y（社会保険庁長官）の裁定で、旧厚年法上の通算老齢年金（以下「厚年通老」という）の受給権を取得した。

この結果、昭和61年の障害基礎年金への裁定替えの時点において、Xに対する本件障害基礎年金の支給は、厚年通老の支給額相当部分について停止されるはずであった（法36条の2）。ところが、以後もXは、厚年通老とともに障害基礎年金の全額を引き続き受給していた。

（3）平成2年に至って、YはXに対し、厚年通老の支給を理由として、本件障害基礎年金につき、昭和61年4月分に遡って厚年通老相当額の支給を停止する処分（以下「本件第1処分」という）、及び本件障害基礎年金過払分について内払調整処分（以下「旧支払調整」という）を行った（法21条2項）。

（4）また、Xは上記保険料納付により、平成2年に旧法上の通算老齢年金（以下「国年通老」という）の受給資格を取得した。しかし、同

年金額が本件障害基礎年金額を上回ったため、Yは同年金受給資格取得時に遡って本件障害基礎年金の全額につき支給停止処分（以下「本件第2処分」といい、本件第1処分と併せて以下「本件各処分」という）を行った（改正附則11条）。また、この本件第2処分に伴い、一部支給されていた本件障害基礎年金が過払いになったとして、旧支払調整と併せて、更に内払調整処分（以下「新支払調整」という）を行った。

その後Yは、障害基礎年金の過払分に関して新旧支払調整処分を撤回し、平成4年に改めて、Xに対して返納請求を行った（国の債権の管理等に関する法律13条参照）。

（5）Xは、平成2年の本件各処分及び新旧支払調整によって、現に支給される年金額が少なくなったため、生活保護に頼らざるを得なくなった。

そこでXは、本件併給調整規定（法36条の2・改正附則11条）は憲法13条、14条、25条、31条等に違反する等と主張して、本件各処分（本件障害基礎年金支給停止処分）の取消を求めて訴を提起した。

II 判 旨

請求棄却。

1 本件併給調整規定の趣旨と本件各処分の性質

（1）「一般に、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなる重複事故において[は]、……必ずしも稼得能力の喪失、低下が事故の数に比例して増加するものではないことから、社会保険による年金給付における併給調整の趣旨は、負担及び給付の公平を期し、重複を避け、年金制度の長期的安定を図ることにあると解されるところ、……本件併給調整規定のうち、本件障害基礎年金と国年通老との併給調整規定は、国民年金制度における重複事故について一つの給付を支給するとする旧法以来の施策（旧法20条、法20条）と同趣旨に出るものであり、本件障害基礎年金の厚年通老受給権取得に伴う支給停止は、

国民年金制度の基本である拠出制年金の要件を満たさないものに対する無拠出制年金としての性格から、国庫補助に係る他の公的年金による給付との関係でこれを補充的なものと位置づけたものである。」

（2）「支給停止事由該当性の判断は客観的事実の認定によるものであって、裁量の余地はなく、法は、支給停止事由が生ずることをもって、年金たる給付はその支給を停止すると規定する。したがって、裁定にかかる年金受給権に基づく支分権たる支給請求権は、支給停止事由の発生によって当然に停止すると解する余地もあるが、年金事務管掌者が支給停止事由の存否を適時に把握することが困難であることから、被保険者の届出等によって、支給停止事由の存在を確認したときに、支給行為を停止する旨の処分（支給停止処分）を行い、この処分により、支給停止事由の生じた日の翌月分からの給付について停止の効果が生ずるものと解される。」

（3）支給停止処分により、「支給停止事由の発生時以降の年金給付はその法的根拠を喪失し、この年金給付の支給根拠の喪失が公定力をもって確定されることとなる。もっとも、この処分の効果としては、処分後に支払うべき給付については支給根拠が喪失し、支給拒絶の理由となるが、既にされた給付については、これを保持する適法根拠を奪うに止まり、既払分についての返還債務の存在又はその額を確定するものではない。」

2 本件併給調整規定の憲法適合性について

「現在の法制度に照らして考慮すれば、最低限度の生活の保障を目的とする社会福祉施策の中心には、受給権者の拠出を前提としない生活保護制度があり、……個々の国民の最低生活は、生活保護法を中心とする公的扶助法、身体障害者福祉法又は老人福祉法その他の社会福祉法、法又は被用者年金各法等の年金保険法ほか、国民健康保険法その他の医療保険法等の各法制度に基づく諸施策の総合によって実現されるのである。」すなわち、「ある社会保障制度が単独で個々の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障しなければならな

い」ということはできず、「本件併給調整規定の適用により生活保護基準を維持し得ない事例が発生することをもって、本件併給調整規定が憲法25条に違反するということはできない」。

3 本件各処分における信義則違反の有無について

(1) 「本件処分又はこれに引き続く新旧支払調整は、その法形式において受給権の根拠となる年金裁定そのものを取り消すものではなく、右受給権の法的効果を制限する侵害的処分であるが、年金裁定により付与された権利の一部を制限し、実質的に受給権の一部取り消しと同視できることからすれば、法的根拠を欠く併給状態がそれ自体で、又はその他の事情によって右併給を適法とする公的見解の表示と同視することができ、かつ、当該処分の公益性と右表示に対する信頼により国民が得た利益及び処分によって生ずる右利益の侵害とを比較考量して、処分の効力を認めることが公共の福祉の要請に照らしても著しく不当であると認められるときは、信義則の適用により処分は違法と評価されることになるというべきである。」

(2) そして、本件改正法施行後「本件第1処分までの約4年間にわたって厚年通老と障害基礎年金の併給がされたことにより、右併給が適法であると原告が誤信したことに原告の責に帰すべき事情はないというべきであり、右併給継続は原告にその受領に理由があることにつき信頼を与える公的見解と同視することができる。そして、……既払分の180万円余の返還を請求することは不可能を強いるに等しく、また、右金額をその後の障害基礎年金の内払いとみなすことは、自己の責に帰さない事由による過払年金の返還資金のために生活保護の受給を余儀なくさせることになるから、右過払金を原告の負担において返還させることの公益性は相当程度に減殺されたものといえるし、……原告に右過払金の返還を余儀なくさせる処分は、公共の福祉の要請に照らしても著しく不当というべきである。」

(3) しかし、本件第2処分に関しては、「国民通老と障害基礎年金の併給を可能とする公的見解が表示されたと解すべき事情」はなく、「本件

第2処分以降も、障害基礎年金の支給をすべしとすることは、……拠出者間の公平にも反する結果となるものであるから、本件第2処分以降の障害基礎年金の停止状態をもって信義則に反するものと解することはできない。」

(4) 国民年金の保険料拠出を理由として、本件障害基礎年金の支給停止処分が信義則に反すると解することができず、また「本件併給調整規定そのものが有効であり、それに制度上の合理性がある以上、……原告の信頼は右過払分の返還またはこれに代わる支払調整を違法ならしめるに止まるものであって、本件第1処分について、これを取り消すべき違法はないというべきである。」

(5) なお、本件各処分に係る過払分について、「原告はその給付を受領する時点において善意であり、給付について法律上の原因がないことについて悪意となった時点においては、既に現存利益を有していなかったものと認められるから、この認定を覆すに足る立証がない限り、右過払金について支払調整をすることが相当でないことはもとより、その返還請求権も存在しないものと解される。」

III 解 説

判旨の理由付けに若干の疑問がある。

1 本判決の意義

(1) 公的年金等に関する併給調整規定をめぐることは、既に多くの裁判例(以下、総称として「併給調整規定違憲訴訟」という)が存在する。すなわち、老齢福祉年金の夫婦受給調整規定を争った「牧野訴訟」(東京地判昭和43.7.15行集19巻7号1196頁)および「松本訴訟」(大阪高判昭和51.12.17行集27巻11・12号1836頁)、障害福祉年金と児童扶養手当との併給調整規定を争った「堀木訴訟」(最大判昭和57.7.7民集36巻7号1235頁)、老齢福祉年金と普通恩給との併給調整規定を問題とした「宮訴訟」(東京高判昭和56.4.22判時999号24頁)、老齢福祉年金と増加非公死扶助料との併給調整規定が争点となった

「岡田訴訟」(最二小判昭和 57.12.17 訟務月報 29 巻 6 号 1074 頁)、老齢福祉年金と障害福祉年金との併給調整規定をめぐる「森井訴訟」(最二小判昭和 57.12.17 訟務月報 29 巻 6 号 1121 頁)、そして老齢年金と障害福祉年金との併給調整規定に関する「本村訴訟」(札幌地判平成元.5.31 行集 40 巻 5 号 559 頁)等である。従来の併給調整規定違憲訴訟は、無拠出制の給付間における併給調整を争ったものであったが、「本村訴訟」に至り、拠出制と無拠出制との給付間の併給調整が争われるようになった。しかし、本村訴訟は、原告の死亡によって実質的判断が示される前に訴訟が終結している(最三小判平成 7.11.7 民集 49 巻 9 号 2829 頁)。本判決は、評者の知る限りでは、拠出制と無拠出制の公的年金給付間の併給調整規定に関する初めての司法判断であり(ただし、労災年金と拠出制障害年金間の併給調整に関する裁判例として、「菅野訴訟」(札幌地判平成元.12.27 行集 40 巻 5 号 559 頁)が既に存在する)、この点に第一の意義がある。牧野訴訟判決(前掲)と堀木訴訟第 1 審判決(神戸地判昭和 47.9.20 行集 23 巻 8・9 号 711 頁)を除き、前記各判決は、問題となった併給調整規定を、いずれも合憲と判示している。本判決は、拠出制と無拠出制との給付間の併給調整規定についても合憲判断を示し、従来の裁判例の立場を踏襲した。

(2) また、本判決は、社会保険庁からの本件過払金の返還請求又は支払調整の問題も扱っている。現在までのところ、公的年金等に関して上記問題を扱った裁判例としては、誤支給された恩給法上の遺族扶助料の返還請求につき、それを不当利得返還の問題として扱い、当該事案では現存利益が存しないとして請求を棄却した高松高裁昭和 45 年 4 月 24 日判決(高民集 23 巻 2 号 194 頁)、及び陸軍軍人の遺族扶助料を超過払いした国が、不当利得返還請求をしたが、現存利益がないとして請求を棄却した大審院昭和 8 年 2 月 23 日判決(法律新聞 3531 号 8 頁)が存在する程度である。その意味で、本判決の先例としての意義は大きいといえよう。しかも、本判決は、本件過払金の返還請求等を、信義則違反ないし現存利益の不存在

の故に認められないと判断している点で注目される。

もっとも、本判決は、後に検討するような支給停止処分の効力の捉え方に基づき、本件各処分の取消の問題と過払分の返還等の問題とを別個に扱ったため、過払分の扱いは本件各処分の効力の問題から切り離され、直接の争点になっていない。しかし、年金に関する過払分の返還と信義則との関係で一般論をはじめて展開し、しかも信義則違反を認めている点で、なお注目に値しよう。行政法における信義則の適用については、年金だけをとってみても、裁判例は非常に慎重である(信義則の適用を認めたのは「金(鉉)訴訟」(東京高判昭和 58.10.20 行集 34 巻 10 号 1777 頁)等が見られる程度である)だけに、その重要性は見逃し得ない。

本判決では、このほか多くの論点について説示がなされているが(たとえば本件各処分の合憲性)、以下では上記の二点、すなわち併給調整規定の合憲性及び支給停止処分の効力と過払分の返還請求に関する信義則の適用とに限定して検討を行うこととしたい。

2 併給調整規定の合憲性

(1) 最高裁の憲法 25 条の解釈は、本判決も引用する昭和 23 年の食糧管理法違反事件(最大判昭和 23.9.29 刑集 2 巻 10 号 1235 頁)にはじまり、朝日訴訟を経て、堀木訴訟に至り確立した。本判決はこの解釈を踏襲し、本件併給調整規定に関して、立法府の著しい裁量の逸脱・濫用があるかを検討している。

(2) 従来の裁判例は、立法府の裁量の逸脱・濫用の有無を検討するにあたり、問題となった規定に関する当該制度の趣旨・目的、及び政策的理由等を考慮している。したがって、本件併給調整規定についても、社会保険による公的年金制度の趣旨・目的に照らしつつ、当該制度の仕組みや、現在の財政状況及び将来的な見通し等の社会情勢を考慮し、併給調整規定を設けていることに著しい合理性の欠如があるかを検討する必要がある。

公的年金制度は、昭和 61 年に基礎年金制度が

導入されるまでの間、国民年金や厚生年金等の各制度が並列的に存在しており、法的統一性を欠いていた。その結果、重複を避ける目的で、各制度間・各給付間において給付を調整する必要が生じ、併給調整規定が設けられた。しかしこれにより、特に各種福祉年金の給付水準の低さを踏まえて、併給調整をすることに対する異議も唱えられるようになった。そこで併給調整規定の合理性を争ったのが、前述した一連の併給調整規定違憲訴訟である（なお、基礎年金制度導入によって一階部分の年金は法的統一性が付与されたが、さらなる統一された制度実現を前提として「一人一年金」の原則が規定された（法20条）。したがって、今後は分断された各制度間の併給調整よりも、同一制度内における各給付間での併給調整が問題となると思われる）。

ところで、併給調整が行われるのは、同一の事由により複数の保険給付の受給権が成立した場合（前掲・菅野訴訟等）も考えられるが、主としては、本件や前掲本村訴訟等のように、同一人について複数の保険事故が発生した場合である。これまでの訴訟や、本件訴訟で主張されている、「老齢」と「障害」は別種の保険事故であるという考え方によれば、老齢年金と障害年金は、併給調整すべき同一の性格を有する給付には当たらないと解することも可能ではある。しかし、立法者によれば、社会保険方式による公的年金制度は、稼働能力の喪失、低下に対する所得保障を制度の目的としており、老齢と障害は同一の性格の保険事故であるとされる。そして「公平な負担をし、公平な給付を受ける」ことを基本とする公的年金制度では、同一人に対して二以上の年金給付を支給することは、制度の趣旨・目的に照らし妥当ではないと述べている（厚生省年金局監修『国民年金厚生年金保険改正法の逐条解説』等）。確かに、法律上は、老齢と障害とは別個の独立した保険事故として構成されている。しかし、それは単に法技術上の問題にすぎないと考えられる。したがって、保険事故としては別個独立に規定されているからといって、重複事故の場合に併給すべきであるということに当然にはならない。他方で、Xも主

張するように、老齢と障害が重複するとき、個別的には支出の増加等が起きうことは否定できない。しかし、社会保険による公的年金制度は、もともとそうした個別的な事情を考慮することを予定していない。そして、現行制度においては、個別的な状況への対応は社会福祉制度等によって行うこととされている。以上の理由から、判旨1(1)・2が述べるように、社会保障給付の全般的公平を図るために行う本件併給調整には、著しい裁量の逸脱・濫用は認められず、憲法25条に反しないと解さざるを得ないと考える。

3 支給停止処分の効力と信義則違反

a: 本判決における支給停止処分の捉え方について

(1) 判旨1(2)(3)は、年金の支給停止処分及び内払調整処分を行政処分と捉える。これは、おそらく、X側が、社会保険不服審査手続を経て、取消訴訟を提起してきたことに対応した結果であろう。ところが、これまで、裁判例は、年金の支給停止処分は行政処分ではなく、法所定の事由の発生によって当然に法的効果が生じると考えてきたように思われる（前掲・宮訴訟、本村訴訟等）。判旨は、これとは異なる立場を取っている。

年金の支給開始は、その重要性に鑑み、保険者（社会保険庁長官等）の裁定（行政処分）による。しかし、支給停止や内払調整は、既に確定した受給権に基づく支分権の支払に関するものにすぎない。確かに、判旨1(2)が指摘するように、支給停止事由の把握を保険者側で行うことには困難が伴う。しかし、そのことは、支給停止や内払調整を行政処分とする解釈上の根拠としては、それほど説得的ではない。また、行政処分という構成は、審査請求前置、出訴期間の制限、管轄裁判所等を考慮すると、あまり受給者に有利ではない。他方、行政処分でないとするれば、受給者は、端的に（併給調整規定の無効を主張して）支給停止分の支払を求める給付訴訟と（将来についての）支分権全額の請求権の確認訴訟を提起すればよい（本件の場合、行政庁が内払調整処分を撤回した時点で、給付訴訟の請求は満足される。ただ、

行政庁側が、過払分の返還請求をしているので、Xは、必要があれば、債務不存在確認の訴えを提起することになるか)。こうした点を考慮すると、判旨1(2)(3)のように、支給停止および内払調整を行政処分と構成することの妥当性については、なお検討を要しよう。

(2) 判旨1(2)は、支給停止処分の効力を「支給停止事由の存在の確認と法的支給根拠の喪失を宣言する」効力に限定し、支給停止処分は過払分に関する内払調整処分、またはこれに代わる返還請求とは別個の処分であると構成する。法律上はそれぞれの手続きを踏まえる形式となっているから、(行政処分であることを前提とするならば)支給停止処分と過払分に関する内払調整等を、別個の独立した処分とする解釈は妥当であると考ええる。ただ、このように解した結果、信義則の適用の問題が複雑な様相を帯び、そのことが、後に指摘するように(3.b:(3))、判旨をわかり難くしている。

(3) 原則として、瑕疵ある行政行為は、行政庁の職権によって取消し得る。しかしながら、特に、瑕疵ある授益的行政行為に関しては、その行為に伴い一定の法秩序が形成され、受給者の利益及び信頼の保護の要請が生じる場合、取消権が制限される場合がある(塩野宏『行政法I』128頁以下)。この取消権の制限の前提は、瑕疵ある授益的行政行為の存在である。

ところが、本件は、本来すべき処分(支給停止処分)をしなかったという不作為によって、瑕疵ある授益的行政行為と同様の結果が生じたという事例である。したがって、行政庁の不作為を、瑕疵ある授益的行政行為と同視できるかを検討する必要がある。この点につき判旨3(1)は、信義則適用の前提として、法的根拠を欠く併給状態は、公的見解の表示と同視できると述べており、暗黙のうちに、行政庁の不作為またはそれに起因する事実状態の継続を授益的行政行為と同視していると考えられる。この問題は、租税法分野で信義則の適用を検討する際に、行政庁の不作為もしくは事実状態の継続が、公的見解の表示に当たるかという問題と類似する。しかし裁判例は、租税法に

関する行政庁の不作為ないし事実状態の継続については、信頼の原因たる行政行為(公的見解)に該当しないとして、信義則の適用を否定する立場をとっている(仙台高判昭和50.1.22行集26巻1号3頁、名古屋地判昭和57.6.28行集33巻6号1410頁)。確かに、行政庁の不作為や事実状態の継続を公的見解の表示と見るためには、不作為や事実状態の継続の形成等について、行政庁の積極的関与が必要であろう(水野忠恒「青色申告承認の手続と信義則の法理」ジュリスト903号46頁)。ただ、租税関係で問題となるのは、非課税や減額課税の状態である。これらの場合においては、行政庁の作為が先行せず、まさに不作為によって、私人の側に一定の利益が生じているので、上記のような見解が妥当するといえる。ところが、本件のような年金支給(授益的行為)の場合には、まず行政庁の作為によって私人の側に利益が生じている。それ故、改めて検討するまでもなく、行政庁の積極的関与があると考えてよい事例である。したがって、本件では、行政庁の不作為に起因する瑕疵ある法律関係を、瑕疵ある授益的行政処分と同視して、信義則の適用の有無を検討できると考える。

b: 信義則の適用について

(1) 昭和62年最高裁判決(最三小判昭和62.10.30訟務月報34巻4号853頁)は、保護すべき「信頼」の要件として、①行政庁による公的見解の表示、②国民に帰責事由が存在しないこと、③国民の信頼を保護しないことが正義に反するといえる事情、の3つの要件を示している。判旨3は、上記の枠組みに従いつつ、本件における信義則の適用を検討している。

(2) まず、要件①については、前述したように、行政庁の不作為による併給状態に関し、行政庁の積極的関与が認められるため、これを公的見解の表示と見ることは容易である。ただ、公的年金の場合、支給裁定処分と実際の支給開始とにズレが生じることが多い点などを考慮する必要がある。つまり、支給裁定処分後の併給状態を公的見解の表示と解するためには、その状態で長期間経

ていることを要求するべきだろう（宮崎地判昭和59.1.20判タ534号220頁は、誤った支給裁定処分から4カ月程経過しただけであり、まだ一度も受給していないことを理由に信義則の適用を否定した）。本件の場合、判旨3（2）が指摘するように、本件第1処分に係る過払いは、約4年間にわたっている。これは公的見解の表示と捉えるには十分な期間といえよう。

次に②であるが、本判決は詳細な事実認定に基づいて第1処分に係る過払分につき、Xの善意（帰責事由の不存在）を推認する。ここで問題となるのは、本件のように、私人の善意が法律の不知に基づく場合に、事案ごとに不知である事情を考慮すべきか否かである。法律の不知は、基本的に、考慮すべきでないとの見解もあり得よう。しかしながら、本判決もいうように、年金制度の場合は、度重なる改正による規定の複雑さを考慮すべきであり、この点についての本判決の判断は妥当である。なお、このことに関連して、本件で特に問題とされている窓口での担当職員の説明を、どう位置づけるべきであろうか。この問題は一般に①の公的見解の表示への該当性の判断にも関連する。この点についての判例は、必ずしも確立していない。名古屋地裁平成2年5月18日判決（判タ739号95頁）は、税務職員の見解の表示すべてを、公的見解の表示と解することはできず、少なくとも税務署長その他責任ある立場にある者の正式の見解の表示であることが必要と判示している（ただし、東京高裁昭和41年6月6日判決（行集17巻6号607頁）は、税務事務所長による非課税通知を公的見解の表示とは認めていない）。つまり、原則として窓口における回答に関しては、私人が責任を負うことになる。他方で、前掲・金（鉦）訴訟は、保険加入の勧誘に始まる行政側の一連の行為が重要な法的意味を持つことを承認する（ただし、第1審の東京地裁昭和57年9月22日判決（行集33巻9号1814頁）は、これらの行為は法的意味を持たないと判断している。「金（甲）訴訟」（東京地判昭和63.2.25判時1269号71頁）も同様である）。専門知識のない一般の私人にとって、窓口での職員の対応は、行政庁の対

応そのものであり、自己の行動を決定付ける要因となり得るという見方も肯定できないこともない。しかし、職員は、窓口で相談相手の正確な情報を得ることは困難である。したがって、その回答内容も、私人の側の言い分が事実であると仮定した上でのもとならざるを得ない場合が多分であろう。こうした事情を考慮すると、窓口での相談内容を、私人の帰責事由の有無を判断する際の決定的な要素とするのは適当ではあるまい。しかし他方で、考慮すべき一つの要素とすることまで否定することは妥当ではない。

要件③については、一般に、瑕疵ある行政処分の取消には、法律による行政の原理の観点から高度の公益性が認められることとの関係が問題となる。本件のような社会保障給付は、税または社会保険料を財源とするため、瑕疵ある処分を修正することの公益性は高い。しかし、判旨も指摘するように、本件第1処分に係る過払いの場合、既に受給した金銭を返還させることは、生活保護の受給を余儀なくさせるため、公共の福祉に照らしても著しく不当であろう（この点につき、社会保険の給付決定の取消によって、相手方が公的扶助（生活保護）を要する場合には取消が許されないこともあり得るとする学説もある。乙部哲郎「行政行為の取消と社会保障法」神戸学院法学12巻4号1頁等）。

（3）本判決からは、行政庁のどの行為に信義則による制限が加えられるかの把握が容易でない。判旨は、一読すると、支給停止処分につき信義則の適用があると述べているかの如くである。しかし、注意深く読むと、判旨は、支給停止処分と過払分に関する返還請求等を切り離す解釈（3.a：（2））を前提に、本件第1処分に係る過払分の返還請求に関してのみ信義則を適用しているように思われる。つまり判旨は、本件第1処分には信義則の適用を否定した上で、その結果として、最終的には、本件第1・第2処分は、いずれも適法な処分という結論に至っている（本件第2処分に係る過払分については、そもそも信義則の適用が否定されているため（判旨3（3））、本件第2処分は当然適法とされている）。すなわち本件第1

処分に係る過払分についての信義則違反の判断は、結論を左右していないのである。信義則についての説示がかなりの分量であるにもかかわらず、最終的には、いわば傍論として結論には影響を及ぼさないという構造になっているため、この部分の判旨は、非常に難解なものとなっている。

(4) 最後に、本判決は、全くの傍論ではあるが、現存利益に関する検討をほとんどせずに、本件第1・第2処分に係る過払分に関する不当利得返還請求を封じている。判例によれば、不当利得した金銭を必要な生活費に充てた場合は、利益は現存するとされる(大判昭和7.10.26民集11巻1920頁)。この見解に従えば、本件の場合も過払分を生活費として費消したのであるから、現存利益は存するはずである。しかし、年金などの不当利得の事例では、生活費として費消した態様等を具体的に検討し、利益は現存しないとする裁判例もある(前掲・大審院昭和8年判決、および高松高裁昭和45年判決)。本判決も、こうした考え方に従い、具体的な検討はしていないが、おそらく

生活保護の受給を余儀なくされたことなどを考慮して、「利益が残存していないことも優に推認できる」としたのであろう。評者も、本件及び前述の本件類似の事例のような状況の下では、現存利益を否定するのが妥当であると考え(我妻栄『債権各論—下巻1』1099頁以下参照)。換言すれば、前述した大審院昭和8年判決及び高松高裁昭和45年判決のような事例では、不当利得返還請求権行使が当事者の関係から見て、権利濫用と評価し得るため、本来の意味での利得の消滅の問題とは言い難いのである(前田達明・篠塚昭次編『新・判例コンメンタール—民法8 契約[3] 事務管理・不当利得』285頁)。

なお、本判決は、過払金の返還請求権は存在しないと判示しているため、控訴審では、いわゆる争点効理論も問題となることに注意する必要がある(塩野宏『行政法II』176頁、岡田正則・賃金と社会保障1199号41頁)。

(わたなべ・きぬこ 東京学芸大学大学院修士課程)